別添3

申請者情報

***【記載要領】***

* **助成金交付にあたって必要となる申請者情報を記載いただきます。**
* **共同提案の場合は、提案者毎に作成してください。（委託先・共同研究先は除く）なおその場合、「1．助成事業の名称」及び「2．助成事業の概要」は同じ記載で構いません。**
* **提出時には青字部分は削除してください。**

**【記載例】**

【申請者】*●●*株式会社

1. 助成事業の名称

研究開発項目：先端半導体製造技術の開発

開発テーマ：　(e3) エッジ向けAIメモリ設計・製造技術開発【ＧＸ】

提案テーマ名称：

***提案書の提案テーマ名を転記してください（40字以内）。研究開発項目、開発テーマは変更しないでください。***

2. 助成事業の概要

***提案書の事業概要を転記してください（200～250字以内）***

***「公募要領1．(2)」にて規定されている予算規模額を超えた予算額を申請する場合は、項目や枠を適宜、追加して記載ください。波及効果が大きく一体として研究を行う必要があるが、上記の予算規模では十分な研究開発が行えない場合であり、採択審査における外部有識者の審査で認められた場合には、必要額を十分に精査した上で、上記を超える予算規模を認めるものとします。「規定予算額」内の研究開発と「規定予算額」を超えた予算が承認された場合に行うことができる研究開発を区別して記載し、予算枠内と枠外の内容とが明確に分かるように作成ください。***

1. 助成事業の費用 ***（※円単位で記載してください）***

3.1総費用（全期間） 　 円

***提案書の助成先総括表の事業期間全体の合計を転記してください。***

うち公共性・公益性があると考える学術機関等との共同研究費

円

***公共性・公益性があると考える学術機関等との共同研究費があれば記載してください。***

3.2 初回ステージゲートまでの提案事業の費用　　　　　　　　　円

うち公共性・公益性があると考える学術機関等との共同研究費

　　　 円

***同様にステージゲートまでの学術機関等との共同研究費があれば記載してください。***

4. 助成金交付申請額 ***（※円単位で記載してください）***

4.1全期間 　 円

***提案書の助成先総括表の事業期間全体の助成金の額を転記してください。***

うち公共性・公益性があると考える学術機関等との共同研究費

円

***公共性・公益性があると考える学術機関等との共同研究費があれば記載してください。***

4.2 初回ステージゲートまでの助成金交付申請額　　　　　　　　円

うち公共性・公益性があると考える学術機関等との共同研究

円

***同様にステージゲートまでの学術機関等との共同研究費助があれば記載してください。***

5. 補助率　●/●以内

***公募要領記載の対象テーマの補助率を記載してください。***

6. 助成事業の開始及び終了予定年月日

開始年月日 　　　 　　 年 月 日 (交付決定の日から)

終了予定年月日 　　　　　年　月　日　(交付決定の日から最長５年後まで)

***開始年月日は空白として（交付決定の日から）とし、終了予定日は公募要領記載の対象テーマの事業期間に基づき記入してください。当初交付決定する期間は、事業期間が３年の場合は２１か月以内、５年の場合は３６か月以内とします****。*

7. 免税事業者等に【該当・非該当】

***提出時に免税事業者等（※）に該当するか記載してください。***

***※免税事業者の他、消費税法における納税義務者とならない場合は「該当」としてください。***

8. 助成事業期間における資金計画

(1)収支計画

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 区分 | Ｎ１年度 | Ｎ２年度 | Ｎ３年度 | 計 |
| 支出 | 助成事業に要する経費 |  |  |  |  |
| 収入 | Ⅰ．自己資金 |  |  |  |  |
| Ⅱ．借入金 |  |  |  |  |
| Ⅲ．その他の収入 |  |  |  |  |
| (小計) |  |  |  |  |
| Ⅳ．助成金交付申請額 |  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |  |

***事業年数により欄を追加・削除してください。年度の開始日は4月1日となります。***

***助成事業に要する経費は、提案書の「項目別明細表」の合計を年度ごとに転記してください。***

***Ⅳ．助成金の交付申請額は、提案書の助成先総括表の助成金の額を年度ごとに転記してください。***

(2)借入金等の調達方法

***上記表を補足するため、必要な資金をいつどのように確保するか記載してください。***

9. 申請者の概要

(1)申請者名（法人番号13桁）　***株式会社○○○○（0000000000000）***

(2)資本金　　　　　　　　　　 千円

(3)従業員数（うち研究開発部門従事者数）　　　 名（　　　名）

***資本金、従業員数は提出時点を基準としてください。***

(4)大企業･中堅・中小・ベンチャー企業の種別 ***○○企業***

(5)会計監査人名 ***○○監査法人***

***企業の場合（委託先・共同研究先は除く）は、上記（4）（5）を記載してください。大企業、中堅・中小・ベンチャー企業の種別は次ページの定義を参照してください。会計監査人の設置については、会社法337条により大会社や指名委員会等設置会社などに設置が義務付けられている株式会社の機関の一つです。監査役と異なり、独立的な立場から財務諸表等の監査を行います。なお、大会社、委員会設置会社以外の株式会社も会計監査人を設置することができます。設置されている場合は公認会計士または監査法人名を記載してください。会計監査人の設置がない場合は”なし”と記入ください。***

(6)現在の主要事業内容（主な製品等）

***現在の事業内容（主な製品等）を記入してください。また、過去５年間に市場に出した主要な新事業または新製品をあげ、その売上高を記入してください。***

***（例）***

***新事業/新製品名* *新事業/新製品の説明* 　*売上高***

***年度　　　　新製品名1 　　～～～～～ 　　 ○○○百万円***

***新製品名2 　　～～～～～ 　　 ○○○百万円***

***年度　　　　新事業1　　　　　　～～～～～ 　　 ○○○百万円***

***年度　　　　新製品名○ 　　～～～～～ 　　 ○○○百万円***

10. 助成事業に係る連絡先　***【幹事提案者】or 記載なし***

担当者所属

役職・氏名

郵便番号、住所

電話番号

Ｅ-mailアドレス

***審査期間における経済産業省商務情報政策局、ＮＥＤＯからの問い合わせ先等となります。テレワーク中等でも必ず連絡がつく電話番号を記載してください。***

***共同提案の場合は、幹事提案者にはその旨が分かる記載をしてください。提案全体に係る質問等は、幹事企業の連絡先に一元化して行う場合がございます。***

11.学術機関等との共同研究について公共性・公益性があると考える理由

***・収益納付の除外対象となる公共性・公益性があると考える共同研究費がある場合のみ記載をしてください。***

公共性・公益性があると考える共同研究費 　 円

***３．に記載する共同研究費と同額を記載してください。***

該当する事業項目

***事業項目を記載してください。（例：③△△△の評価技術の開発）***

学術機関等との共同研究の概要

***共同研究の概要を数行で記載してください。***

　公共性・公益性があると判断する理由

***公共性・公益性があると判断する理由。***

***＜参考＞企業種別の定義***

***◆中堅・中小・ベンチャー企業の定義***

*以下の（ア）（イ）（ウ）又は（エ）のいずれかに該当する企業等であって、大企業等の出資比率が一定比率を超えず（注）、かつ、直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超えないものをいいます。*

*（注）次の企業は、大企業等の出資比率が一定比率を超えているものとします。*

*・発行済株式の総数又は出資の総額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している企業*

*・発行済株式の総数又は出資の総額の3分の2以上が、複数の大企業の所有に属している企業*

*・資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100％の株式を保有されている企業。*

***（ア）「中小企業」としての企業***

*中小企業基本法第2条（中小企業者の範囲及び用語の定義）を準用し、次表に示す「資本金基準」又は「従業員基準」のいずれかの基準を満たす企業です。*

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| *主たる事業として営んでいる業種※1* | *資本金基準※2* | *従業員基準※3* |
| *製造業、建設業、運輸業及びその他の業種（下記以外）* | *3億円以下* | *300人以下* |
| *卸売業* | *1億円以下* | *100人以下* |
| *サービス業* | *5千万円以下* | *100人以下* |
| *小売業* | *5千万円以下* | *50人以下* |

*※1　業種分類は、「日本標準産業分類」の規定に基づきます。*

*※2 「資本金の額又は出資の総額」をいいます。*

*※3 「常時使用する従業員の数」をいい、家族従業員、臨時の使用人、法人の役員、事業主は含みません。また、他社への出向者は従業員に含みます。*

***（イ）「中小企業者」としての組合等***

*以下のいずれかに該当する組合等をいいます。*

*１．技術研究組合であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が（ア）の表の「中小企業者」としての企業又は企業組合若しくは協業組合*

*２．特許法施行令10条第2号ロに該当する事業協同組合等（事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会）*

***（ウ）「中堅企業」としての企業***

*常時使用する従業員の数（注）が2,000人以下かつ資本金の額又は出資の総額が 10 億円未満の企業であって、中小企業を除いたものをいいます。*

*（注）常時使用する従業員には、家族従業員、臨時の使用人、法人の役員、事業主は含みません。また、他社への出向者は従業員に含みます。*

***（エ）研究開発型ベンチャー***

*以下の条件をすべて満たす企業をいいます。*

*・試験研究費等が売上高の3％以上又は研究者が2人以上かつ全従業員数の10％以上であること。*

*・未利用技術等、研究開発成果が事業化されていない技術を利用した実用化開発を行うこと。*

*・申請時に上記要件を満たす根拠を提示すること。*

***◆大企業の定義***

*上記の（ア）から（エ）のいずれにも属さない企業であって事業を営むものをいいます。ただし、以下に該当する者については、大企業として取り扱わないものとします。*

*・中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社*

*・廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する指定支援機関（ベンチャー財団）と基本約定書を締結した者（特定ベンチャーキャピタル）*

*・投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合*